

平成21年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)
説明資料

平成22年1月14日(木)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

輸入食品の安全確保対策(厚生労働省と都道府県等との連携)

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題。

- 年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階及び③国内流通段階の3段階で対策を実施。
- 厚生労働省と都道府県等との緊密な連携が重要。

- 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、輸入者に対する検査命令に関する通知やWISHにより輸入者毎の輸入、検査状況等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施。
- 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したとき等は、直ちに厚生労働省及び関係都道府県等に報告。
- 輸入時の水際段階の検査等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において、監視指導を適切に実施。

食中毒対策について

重大な食中毒事案への対応

平成20年1月：中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

昨年4月：食中毒被害情報管理室の設置

9月：感染症と食中毒の両面からの調査が行われ、全国飲食チェーン店を原因とする腸管出血性大腸菌O157による散発型集団発生食中毒事例と確定。

○ 保健所等においては、食品による健康被害情報を関係機関と共有

○ 食中毒の早期発見と被害拡大防止の観点から、

・食品衛生部局と感染症担当部局と情報を共有し、食中毒事案として対応する必要があるかを検討。

・チェーン店を原因とする広域発生が疑われる場合は、関係都道府県等と情報共有し、その事案の全容把握に努める。

・食中毒事案が速報の対象と判明したときは、調査段階であっても、厚生労働省に報告。

食品衛生法違反に該当する食品に関する措置

- 平成20年9月：・中国製の乳及び乳製品を原材料とする加工食品におけるメラミン混入事案
- ・カビの発生及び基準値を超える残留農薬が検出された非食用の事故米穀の不正流通事案

○食品衛生法違反に該当する食品等が国内で流通する場合には、

- ・食品衛生法第54条の規定に基づく回収等の措置の命令
- ・食品衛生法第63条の規定に基づく違反者の名称等の公表

を適切に運用。

○回収等の指示や回収状況等については、速やかに報告。

ノロウイルスを原因とする食中毒

例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生。

→ 「ノロウイルスに関するQ&A」の改定

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改定

○ ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食品衛生担当部局と感染症担当部局とが連携して感染の経路を特定するために必要な調査を適切に実施。

○ ノロウイルスを原因とする食中毒を公表するに当たっては、どのような感染の経路が想定されるか等について、地域住民に対する正確な情報を提供。

○ 「ノロウイルスに関するQ&A」や「ノロウイルス食中毒対策について（提言）」を参考に、ノロウイルスに関する正しい知識及び情報の提供を行うとともに、事業者に対する衛生教育の充実を図る。

腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒

○腸管出血性大腸菌食中毒の主な要因

- ・飲食店等における生又は加熱不足の牛肉又は牛レバーの摂取

○カンピロバクター食中毒の主な要因

- ・生又は加熱不足の鶏肉、牛レバー等の摂取
- ・食肉から他の食品への二次汚染

○ 飲食店等（特に結着等の加工処理を行った飲食店）における食肉の衛生管理や有効な加熱調理の徹底など、事業者に対する監視指導。

○ 高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないなど、地域住民に対する注意喚起。

食品保健総合情報処理システムの活用

平成20年1月：中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

9月：食品保健総合情報処理システムの改修

- 食中毒を探知したときは、速やかに食品保健総合情報処理システムに入力。
- 食中毒が速報の対象と判明した場合には、直ちに、
 - ・電話、ファクシミリ等で厚生労働省に連絡。
 - ・食品保健総合情報処理システムに入力。

食品衛生担当部局と感染症担当部局等との連携

・ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、井戸水等を原因とする食中毒については、食品衛生担当部局と感染症担当部局、水道担当部局等との連携による対応が必要。

- 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染症担当部局より入手し、食品が感染の経路と推定される事案等については、食中毒として対応する必要があるか十分に検討。
- 一般に食品を媒介とする病原体（赤痢、コレラ等）を検出したときは、菌株を国立感染症研究所に送付。

農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

・平成18年5月：農薬等に係るポジティブリスト制度の施行

→ 「食品に残留する農薬等の監視指導に関する留意事項について」

- 残留基準違反に該当する食品が国内で流通しないよう、事業者に対する監視指導を適切に実施。
- 残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、農林水産担当部局と連携しつつ、
 - ・回収等の措置の命令
 - ・違反者の名称等の公表を適切に実施。

都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性確保

- ・都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の結果は、食品としての流通の可否を判断する基礎。
- ・近年、都道府県等の食品衛生検査施設が誤った検査成績書を発出した事案も発生。

○ 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

牛海綿状脳症（BSE）対策 ー国内対策ー

BSE検査

21か月齢以上の牛を対象とする都道府県等の検査

平成22年度にも、国庫補助を継続。

〈参考〉 BSEステータスの認定

平成20年12月、我が国に係るBSEステータスの認定を国際獣疫事務局（OIE）に申請し、昨年5月のOIE総会で、我が国は「管理された（BSE）リスク国」に認定された。

牛海綿状脳症(BSE)対策 ー輸入対策ー

米国産牛肉

- ・ 検疫所における輸入時検査や米国の対日輸出認定施設に対する現地査察を通じ、米国における対日輸出プログラムの遵守状況を検証。
- ・ 平成20年4月、米国農務省によって発行された衛生証明書に記載されない1箱(せき柱を含むショートロイン)の混載が国内で確認。
 - 米国産牛肉の対日輸出条件に違反する貨物を発見した輸入者による検疫所又は都道府県等に対する報告

- ・ 輸入者に対する指導
- ・ 厚生労働省に対する連絡

食品中の残留農薬等の対策

1. ポジティブリスト制度の円滑な実施

(1) 残留基準の設定及び見直し

(2) 分析法の開発

2. 残留農薬等の一日摂取量実態調査の実施

平成21年度：18箇所の都道府県等の参画

- ・ポジティブリスト制度の円滑な実施に向けた普及啓発
- ・残留農薬等の一日摂取量実態調査に対する幅広い参画

食品中の汚染物質等の対策

1. 食品中のカドミウムに関する規格規準

- (1) 米の基準値の改正（玄米1.0mg/kg→玄米及び精米0.4mg/kg）
- (2) 関係府省と連携した農産物のカドミウム汚染低減対策及び含有実態調査の推進
- (3) 関係府省と連携した消費者に対する情報提供

2. 食品中の総アフラトキシンに関する規格規準

規格規準の設定等の必要なリスク管理措置の検討

カドミウムの米の規格規準改正の円滑な導入に向けた普及啓発及び監視指導

魚介類中の水銀に関する注意事項

平成17年11月、「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」をとりまとめ、妊婦等に対し、魚食のメリットを活かしつつ、水銀の濃度が高い魚介類を多量に偏食することを避けるよう、注意喚起を行っている。

- ・妊婦等に対する周知徹底
- ・地域の実情に応じた多食者に対する適正な食生活に関する指導

食品添加物の対策

- 国際汎用添加物を順次食品添加物として指定。
- 既存添加物について、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿より削除するとともに、成分規格を設定。
- 第9版食品添加物公定書の作成に向けた検討。
- 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施。

食品添加物の一日摂取量実態調査に対する
都道府県等の参画

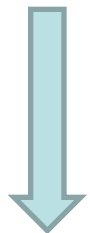
器具・容器包装、おもちゃ等の対策

- **ビスフェノールAに係る食品安全影響評価を
食品安全委員会に依頼**
- **フタル酸エステル類のおもちゃ、器具・容器
包装に係る使用規制の見直し**

ビスフェノールAに関するQ&Aを活用した
消費者に対する正確な情報の周知

健康食品対策

平成20年7月：『健康食品』の安全性確保に関する検討会」報告書



- ① 製造販売における具体的な方策
- ② 健康被害情報の収集・処理体制の強化
- ③ 消費者に対する普及啓発

昨年9月：健康食品認証制度協議会設立



製造工程管理(GMP)による自主認証に加え、今後、原材料、製造工程の安全性確保の為の第三者認証制度の運用開始

○ 健康被害情報の収集・処理体制の強化

→ 「健康食品」担当部局においては、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事案を早期に把握して迅速に厚生労働省に報告。

カネミ油症

昨年度：認定患者を対象とする健康実態調査の実施

今年度：健康実態調査結果の解析及び報告書の取り
まとめ

○健康実態調査協力者への報告書の送付

○油症研究班の患者に対する追跡調査の実施に当
たつての患者を対象とする検診の実施

○認定患者が居住地を移転する場合における関係都
道府県間の連絡

森永ひ素ミルク中毒被害者 救済事業に対する行政協力

- ・「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)
- ・「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成21年4月1日食安企発第0401001号食品安全部企画情報課長通知)
- ・(財)ひかり協会「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」
- ・「平成21年度森永ミルク中毒事件関係都道府県市担当係長会議」(平成21年11月20日)

- 関係行政機関との連絡調整を図るための会議の定期的な開催
- (財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議に対する出席の要請への対応
- 厚生労働省から都道府県等への伝達の内容に関する市町村等に対する周知徹底

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

リスクコミュニケーション = 関係者相互間の情報及び意見の交換

- I 意見交換会の開催
- II ホームページの充実
- III パンフレットの作成
- IV 都道府県等のリスクコミュニケーション担当者を対象とする養成研修の実施
- V 消費者団体や事業者団体との交流
- VI 規格基準等に関するパブリック・コメントの実施
- VII その他



○厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係の都道府県等の協力

○各都道府県等における地域住民に対するリスクコミュニケーションの一層の推進

コーデックス委員会への対応

コーデックス委員会とは

- FAOとWHOが合同で設立した国際政府間組織
- 科学的なデータに基づき国際的な食品の安全、品質の基準を策定

厚生労働省の対応

- 我が国の食品リスク管理にも影響するため、積極的に参加
- 特に、食品の安全を横断的に議論する部会（食品添加物部会、残留農薬部会等）に重点をおく。

今後の対応

- コーデックス委員会に積極的に参加するとともに、FAO/WHO合同専門家会合に我が国の食品の安全に関するデータを提供し、我が国の意見を国際的な食品規格に反映させる

消費者庁の創設

平成20年9月：消費者庁関連3法案を第170回臨時国会へ提出

昨年5月：同法案が第171回通常国会にて修正を経て全会一致で可決・成立

9月：消費者庁の創設

- 消費者庁関連3法の施行（平成21年9月）により、
 - 食品等の表示（食品衛生法）
 - 特別用途表示（健康増進法）
- 等に関する事務が厚生労働省から消費者庁へ移管。

平成22年度食品安全関係予算（案）の概要

合計 15,020百万円(15,057百万円)

主要事項

★輸入食品等の安全対策の強化	11,423百万円
・ 輸入食品の監視体制等の強化等	9,791百万円
－ 検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等	
・ BSE対策など食肉の安全確保対策の推進	1,633百万円
－ 都道府県が実施する21か月齢以上の牛を対象とする BSE検査に対する国庫補助（10／10）の継続等	
★残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保	1,467百万円
・ 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進	553百万円

- ・ 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的な推進 886百万円
- ・ 食品汚染物質の安全性検証の推進 28百万円

★健康食品の安全性の確保等の推進 58百万円

- ・ 健康食品の安全性の確保や食品安全に関する情報提供や意見交換の推進等

★その他

- ・ 食品の安全の確保に資する研究等の推進 1,486百万円
- ・ 食中毒被害情報の集約・管理分析の強化
- 一 食中毒調査支援システムの運用 56百万円
- ・ 新型インフルエンザ対策における検疫体制の強化 119百万円
- ・ カネミ油症研究の推進（研究費については別途計上） 33百万円
- ・ 羽田空港の再拡張に伴う検疫所の対応 377百万円

各事項の担当

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
輸入食品の安全確保対策(厚生労働省都道府県等との連携) … P. 1	輸入食品安全対策室長 道野 英司	室長補佐 西村 佳也	2497
		監視調整係長 飯塚 渉	2498
食中毒対策について … P. 2	監視安全課長 加地 祥文	課長補佐 蟹江 誠	2477
		食品安全係長 山本 依子	2478
	食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠	4239
		食中毒対策係長 中嶋 洋平	4240
食品衛生法違反に該当する食品に関する措置 … P. 3	監視安全課長 加地 祥文	課長補佐 蟹江 誠	2477
		食品安全係長 山本 依子	2478
ノロウイルスを原因とする食中毒 … P. 4	監視安全課長 加地 祥文	課長補佐 蟹江 誠	2477
		食品安全係長 山本 依子	2478
	食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠	4239
		食中毒対策係長 中嶋 洋平	4240

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒 … P. 5	監視安全課長 加地 祥文	課長補佐 蟹江 誠	2477
		食品安全係長 山本 依子	2478
	食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠	4239
		食中毒対策係長 中嶋 洋平	4240
食品保健総合情報処理システムの活用 … P. 6	食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠 食中毒対策係長 中嶋 洋平	4239 4240
食品衛生担当部局と感染症担当部局との連携 … P. 7	食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠 食中毒対策係長 中嶋 洋平	4239 4240
農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導 … P. 8	監視安全課長 加地 祥文	健康影響対策専門官 大原 拓 化学物質係長 高田 朋子	4241 4242
都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性確保 … P. 9	監視安全課長 加地 祥文	健康影響対策専門官 大原 拓 化学物質係長 高田 朋子	4241 4242
牛海綿状脳症(BSE)対策－国内対策－ … P. 10	監視安全課長 加地 祥文	BSE対策専門官 柊 寿珠 乳肉安全係長 田中 鈴子	2455 2476

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
牛海綿状脳症(BSE)対策－海外対策－ … P. 11	輸入食品安全対策室長 道野 英司	BSE対策専門官 柘 寿珠 乳肉安全係長 田中 鈴子	2455 2476
食品中の残留農薬等の対策 … P. 12	基準審査課長 俵木 登美子	課長補佐 小木 勝博 猿田 紀子 食品規格専門官 浦上 憲治 衛生専門官 中田 歩 乳肉水産基準係長 出口 晴之	4273 2486
食品中の汚染物質等の対策 … P. 13	基準審査課長 俵木 登美子	課長補佐 入江 芙美 規格基準係長 内海 宏之	2484 4280
魚介類中の水銀に関する注意事項 … P. 14	基準審査課長 俵木 登美子	食品規格専門官 浦上 憲治 乳肉水産基準係長 出口 晴之	2488 2489
食品添加物の対策 … P. 15	基準審査課長 俵木 登美子	課長補佐 磯崎 正季子 基準策定専門官 後藤 孝	4282 2453
器具・容器包装、おもちゃ等の対策 … P. 16	基準審査課長 俵木 登美子	食品分析専門官 今井 智子 容器包装基専門官 太田 美紀	4284 4283

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
健康食品対策 … P. 17	新開発食品保健対策室長 熊谷 優子	室長補佐 三上 春昭 健康食品安全対策 専門官 松井 保喜	2457 2458
カネミ油症 … P. 18	企画情報課長 中垣 英明	課長補佐 小野 清喜 指導係長 大塚 憲孝	4250 2492
森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力 … P. 19	企画情報課長 中垣 英明	課長補佐 小野 清喜 指導係長 大塚 憲孝	4250 2492
食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組 … P. 20	企画情報課長 中垣 英明	情報管理専門官 北村 洋子 調整係長 瀬戸 裕之	2493 2452
コーデックス委員会への対応 … P. 21	国際食品室長 猿田 克年	国際調整専門官 井関 法子	2407
消費者庁の創設 … P. 22	企画情報課長 中垣 英明	課長補佐 藤田 一郎 企画法令係長 進士 順和	2445 2451
平成22年度食品安全関係予算(案)の概要 … P. 23	企画情報課長 中垣 英明	課長補佐 宮原 順三 経理係長 木下 博詞	2443 2404